

# 税務部

実施計画事業

令和4年度 事務事業等の総点検

実施計画事業	会計	一般会計	款	2	項	2	目	2	説明資料	40	項目番号	6(1)
事務事業名	納税事務費(コンビニエンスストア公金収納、キャッシュレス公金収納)							所管部課名	税務部 納税課			

(1) 事務事業の概要

実施分類	部分委託	財源構成	市単	受益者負担	なし	事業終了の見込	未定
分類	法令の規定がない、もしくは規定による制約が小さく、本市の判断により実施している業務						
根拠法令	地方税法、国税徴収法、市税条例、地方自治法、地方自治法施行令、国民健康保険法施行令等						
実施計画	大柱	地域で支え合う福祉のまちの再興				分野別計画	第3次行政改革プラン
	中柱	毎日の暮らしやすさを向上させるための取り組み					
	小柱	③ICTを活用した暮らしやすさの向上、行政の効率化					
目標	市の財源確保と税及び料金等の公平な徴収事務を実現すること						
目標達成に必要なこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・諸法令に基づく徴収事務の実施</li> <li>・税や諸料金などの公金をコンビニエンスストア等で収納できる体制の整備(コンビニエンスストア公金収納、キャッシュレス公金収納)</li> </ul>						
具体的な事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・税の収納事務、滞納に係る徴収事務</li> <li>・料金等未収債権の徴収に係る調整、指導及び助言に関する事務</li> <li>・コンビニエンスストア公金収納(令和2年度開始)、キャッシュレス公金収納(令和3年度開始)</li> </ul> <p>※コンビニエンスストア公金収納、キャッシュレス公金収納以外は、法律や政令で実施内容や実施方法が具体的に規定されている業務</p>						

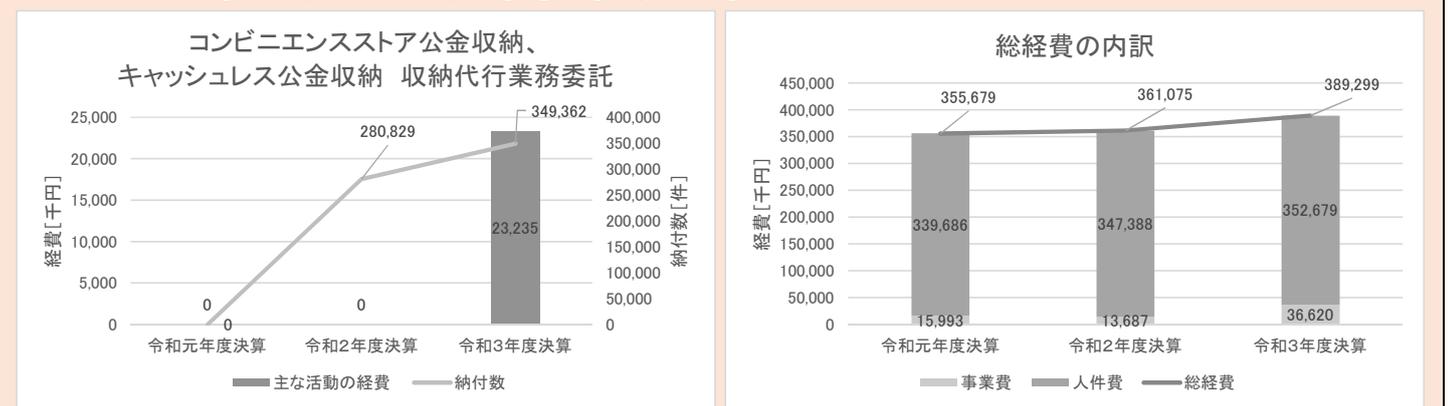
(2) 本事務事業における主な活動の実績

主な活動又は活動効果(目標を達成するために行った <b>重要な項目1つ</b> )	活動(指標)名	令和元年度	令和2年度	令和3年度	単位
① コンビニエンスストア公金収納、キャッシュレス公金収納 収納代行業務委託	納付数	0	280,829	349,362	件
その他の活動実績	活動(指標)名	令和元年度	令和2年度	令和3年度	単位
②		0	0	0	
③		0	0	0	

(3) 1年間の本事業執行にかかる経営資源(人件費は、想定人員数と平均給与で試算のため実際の決算額と異なります)

区分	令和元年度決算	令和2年度決算	令和3年度決算	令和3年度予算	単位
a 事業費(予算現額・支出済額)	15,993	13,687	36,620	66,091	千円
主な活動の経費(※上記(2)①)	0	0	23,235	44,569	千円
その他の活動経費(※上記(2)①以外の経費)	15,993	13,687	13,385	21,522	千円
b 人件費	339,686	347,388	352,679	351,437	千円
正規職員	35.6	37.7	38.5	38.5	人
再任用職員(短時間を含む)	4.0	3.0	3.0	3.0	人
会計年度任用職員(フルタイム、パートタイム)	14,905	15,327	15,904	15,906	千円
総経費(a + b)	355,679	361,075	389,299	417,528	千円

(4) 年度ごとの推移(【主な活動の実績(※上記(2)①)】と【総経費の内訳】)



主な活動に係る変更点 (※上記(2)①) R1年度⇒R2年度	令和2年4月1日、コンビニエンスストア公金収納を開始。(令和2年度の所管は総務部会計課であるため経費は0円とする。)	主な活動に係る変更点 (※上記(2)①) R2年度⇒R3年度	令和3年4月1日、コンビニエンスストア公金収納が総務部会計課から移管。同日、併せてキャッシュレス公金収納を開始。
年度ごとの推移の分析 (【主な活動実績】と【総経費の内訳】の増減理由等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・徴収事務については、活動実績・総経費ともに大きな増減なく推移している。</li> <li>・弁護士による職員への法律相談は、件数は年度により増減があるものの、職員のスキルアップにより相談内容が高度化している。</li> <li>・ファイナンシャルプランナー(FP)相談は、滞納者の相談申し込みが減少してきたため、令和2年度から年6回に減らしたが、令和3年度は相談者が増加している。</li> <li>・研修会は、弁護士、FPともに徴収業務の初任者を対象としており、研修後のアンケートでは比較的高い評価を得ている。</li> <li>・キャッシュレス公金収納の開始等により、コンビニエンスストア公金収納、キャッシュレス公金収納の納付数は増加傾向である。</li> </ul>		
今後の事業の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市税の徴収(収納)事務は、諸法令で定められたものであり、納税の公平・公正性を保つために今後も維持継続していく。</li> <li>・弁護士およびFPによる相談・研修会は、職員の債権回収・納付相談に関するスキルの向上に貢献しており、今後も継続すべき事業である。</li> <li>・コンビニエンスストア公金収納、キャッシュレス公金収納は、市民の利便性に寄与しているため当面継続する。</li> </ul>		